

平成 19 年度決算審査特別委員会（平成 20 年 9 月開催）

西哲史発言分発言録

◆西 委員 皆様、お疲れさまでございます。民主党・市民連合の西でございます。通告に基づいて質問をさせていただきます。

まずお尋ねいたしますが、本市の平成 19 年度の広告費用について総額をお示しく下さい。

（吉川副会長、小郷会長にかわり会長席に着く）

◎宮前 財政部次長 平成 19 年度決算におきます役務費の広告料は約 3, 200 万円となっております。ただし、それ以外に委託料の中に広告料が含まれておるもの、その他、共同共催事業ですね、負担金として支出している中に相当数が含まれているというふうに考えておりますので、総額についてはもう少し高額になるのかなというふうに思っております。以上でございます。

◆西 委員 総額としては負担金としての部分などを考えると、把握をし切れないというご答弁だったと思います。これについては後ほど議論したいと思います。

ところで、堺市では関西テレビに広告を出稿し、広報番組を放送しておりますが、その概要についてお示しく下さい。

◎垂井 広報課長 先ほど委員ご質問の、関西テレビ放送で放送しています広報番組堺日和の概要でございますが、毎週金曜日午後 10 時 52 分から 57 分の間に、堺の魅力発信を中心とした番組を放送しております。以上でございます。

◆西 委員 堺日和の目的や番組のコンセプト、ターゲットはどのように考えておられますでしょうか。

◎垂井 広報課長 番組の目的、コンセプト、ターゲットでございますが、ご承知のとおり、視聴範囲が関西圏となっておりますので、基本的には市外視聴者をターゲットに、堺の都市イメージの向上や本市への集客促進を目的として番組づくりを行っているところ

でございます。そのため、週末であります金曜日のプライムタイムの枠で、住んでみたい、訪れてみたいまち堺の魅力発信を番組のコンセプトとして、集客観光情報や文化、伝統、産業情報を初め、堺市のオンリーワンのまちづくりやイベント情報などを中心に編集しております。あわせて、市内視聴者には我がまち堺の魅力やすばらしさを再認識いただくための機会として考えております。以上でございます。

◆西 委員 基本的には、市外視聴者をターゲットにし、集客促進等を目的としているということでした。それではお尋ねをいたしますが、この番組による市外への効果についてはどのように把握をされておられますでしょうか。

◎垂井 広報課長 放映における効果でございますが、一般的にテレビ番組の効果測定を行う手法といたしましては視聴率がございます。平成19年度は48回放送しております、その平均視聴率は8.7%でございます。関西テレビ放送の視聴可能世帯が関西圏を中心に9府県880万世帯、2,175万人でございますので、1回の放送につきまして約77万世帯、189万人の方々にごらんいただいている計算になります。加えまして、平成19年度から視聴者の意見や視聴効果をはかるため、年に数回、堺の打刃物などのプレゼントを実施しております。約30件から170件の応募がございまして、その多くは市外からの応募者となっております。また、番組で紹介された場所に行ってみたい、堺の歴史や文化がわかりやすく紹介されているなどの声が寄せられていると聞いております。以上でございます。

◆西 委員 1世帯当たり、1人当たりの到達コストについては幾らになるでしょうか。

◎垂井 広報課長 先ほどの、1世帯当たりの情報伝達経費ということでございますが、約2.6円ということになっております。以上でございます。

◆西 委員 1人当たりでは幾らでしょうか。

◎垂井 広報課長 1人当たりの情報伝達経費でございますが、約1.1円ということでございます。

◆西 委員 1人当たりの到達コストの横比較については、これから先の委員会でも議論していきたいと思っておりますが、視聴率については平均8.7%ということで、ミニ枠番組であることを勘案すると、それなりに高い水準となっており、悪くない数字であると考えますが、実際に番組の目的が集客等なのであるとするならば、この番組の放送によって集客にどのような効果があるのか、もしくは市のブランドイメージがどのように向上して集客につながっていくのか、つまりは視聴率等の直接的な数字ではなくて、アウトカムの具体的な定量的指標が必要となっていくと思っておりますが、それは持っているのでしょうか。

◎垂井 広報課長 ただいまご指摘の具体的な手法といたしましては、先ほど申しました視聴率を除いて、現在のところございません。特に具体的な集客効果については非常に難しいところでございます。そういったことから、今後はテレビ番組の効果をはかるべく、視聴者を対象としたアンケート調査等の実施などの可能性について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆西 委員 広報活動や広告の実施による効果を把握することは非常に重要であると考えますし、市民の貴重な税金を投入しているわけですから、投下資本がもたらす結果について、効果測定ができる指標について考えていただく必要があると思っております。目的に応じた効果を生み出しているか、常日ごろから意識してよりよい広報活動、広告活動に取り組んでいただきたいと考えます。そういった観点からいえば、各局でさまざまな広告や広報活動を市外に対して行っている現状、例えば最近であれば自由都市・堺平和貢献賞などの取り組みが新聞へ出稿をされておりました。この現状について広報課においてどこまで把握できているのでしょうか。お示してください。

◎垂井 広報課長 各局が行う広報活動について把握しているかどうかということでございますが、ご承知のように、行政の仕事は、福祉や健康、都市計画、産業振興など非常に幅広い分野の業務を行っており、各部局でその業務推進にあたっているところでございます。広報課といたしましては、各局が行う業務の中から効果・効率的に市として市民の皆様に必要な情報をタイムリーかつ簡潔にわかりやすく伝えるということから、広報紙やホームページ、テレビなどの媒体を通じて広報活動を行っているところでございます。そうしたことから、各部局では当該事業やイベントなどを円滑に進め、事業目的を達成させ

るため、広報課の所有する媒体での情報発信に加えて、適宜、効果的な媒体を選択、活用し、広告等の事業広報を実施しているところでございます。広報課といたしましては、各部局からの問い合わせがあれば効果的な媒体等について適宜相談協議はしておりますが、それ以外については残念ながら把握できておらないのが現状でございます。以上でございます。

◆西 委員 財政当局でも、最初の答弁にあったように全容を把握できていないということですし、広報課でもすべては把握できていないのが現状だとのことがありました。それぞれの局で、部門で必要に応じて逐次投入的に広告等を実施しており、総合的な市外への発信戦略にまで至っているようには見えません。私はこの現状は問題があると思います。市外に対して何を伝えたいのか、どんなメッセージを伝えたいのか、逆にこの情報を出すのはいつのタイミングがいいのか等、発信をされるメッセージの品質の管理等を行って戦略的に広報していくことが重要だと考えます。堺市が今後都市間競争に打ち勝ち、飛躍、発展するためにも都市戦略として市外への発信を担うメディア戦略は非常に重要であります。どちらかといえば、インナー対策ではなく市外に対しての都市イメージの構築や情報提供においてラジオ、雑誌、インターネット等の媒体に対してペイドパブリシティを初めとした情報発信力の強化や質の向上を担うとともに、情報発信の管制塔としてスポークスマン的な機能を持つ一元的な管理を行う広報広告部門の設置が重要だと考えます。市としての積極的な対応を要望いたします。

◎吉川 副会長 西委員の質疑の途中ではありますが、この際午後1時30分まで休憩をいたします。

○午前11時55分休憩

○午後1時30分再開

◎小郷 会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を継続いたします。

◆西 委員 次に堺市の光熱水費の削減についてお尋ねをいたします。

2月の本会議で約40億円かかっているとのことをご答弁をいただいておりますけれども、平成19年度決算における光熱水費の総額についてお示しください。

◎宮前 財政部次長 19年度決算でございますけど、一般会計ベースで光熱水費が31億6,000万円となっております。ただし、企業会計でありますとか、また指定管理者制度の導入によります、それらの施設につきましては、別にカウントされますので、それらを合計いたしますと40億円程度になるものというふうに見込んでおります。以上でございます。

◆西 委員 約40億円かかっているということで、この削減をしていく努力をすることは、市長が推進をしている低炭素化の推進にももちろん寄与しますし、歳出削減にも寄与する一挙両得につながるものであると考えます。ところで、約40億円かかっている市全体での光熱水費のうち大きな割合を本庁舎が占めていると考えます。本庁舎の光熱水費は幾らかかっているのかお示してください。

◎藤田 庁舎管理担当課長 お尋ねの本庁舎の光熱水費につきましては、平成19年度で約1億7,600万円でした。本館が竣工いたしました平成16年度の約1億8,600万円に比べまして、約6%の減少でございます。以上でございます。

◆西 委員 歳出が約6%減少しているのは非常に素晴らしいと思います。金額と二酸化炭素排出量などは関連がありますが、係数の問題などで完全には関連していないと思います。エネルギー消費量で見た場合はどうでしょうか。

◎藤田 庁舎管理担当課長 エネルギー消費量につきましては、平成19年度の消費量につきましては、電気では約821万キロワット、平成16年度に比べて約5%の増加でございました。ただ、ガスでは約39万立方メートルで、約25%の減少となっております。水道でも4万8,000立方メートルで約10%の減少でございました。これらを合わせますと、熱量では約8%、CO2排出量に換算いたしますと、約10%の減少でございました。以上。

◆西 委員 金額的には6%下がっていて、CO2排出量では約10%下がっているのは素晴らしいと思います。現在までの省エネルギー化の主な取り組みについて、どのように進められたのか、これまでの状況と現在の成果に対する市当局としての評価をお示しく

ださい。

◎藤田 庁舎管理担当課長 平成12年度よりCO2スリム作戦、平成18年度よりS-EEMSのプログラムにより、全庁的に省エネルギーに取り組んでまいりました。ソフト的対応としては一定の成果を上げてまいったと考えております。

具体例といたしましては、冷房温度28℃、暖房温度20℃の設定を行い、昼休みに不要電灯消灯の励行、さらには職員が少数階移動する際の階段利用促進、エレベーターの省エネ運転などがございます。また近年、コージェネレーションシステムのさらなる効率のよい運用を図るべく、季節に応じた運転時間の変更をより精度よく行うなど、改善にも努めてまいりました。以上でございます。

◆西 委員 今答弁をいただいた内容は、運用上のソフト的取り組みが主だったと思いますが、ハード的な取り組みが必要だと考えています。ハード的な取り組みについては、どのように取り組まれているのかお示しいただきたいと思います。

◎藤田 庁舎管理担当課長 本庁舎におきましては、建設当初より省エネ機器等を導入してまいりました。例えば、高層館におきましては、当時の官公庁では先駆的にコージェネレーションシステムを導入し、本館では屋上緑化を行うほか、雨水利用設備、断熱効果の高い壁、高効率インバーター照明器具、夜間電力を利用する氷蓄熱システム等を採用し、また太陽光発電の導入等を行っております。また、高層館と本館の共通事項といたしましては、換気小窓、節水こま等の設備、それから熱線反射ガラスの採用等を行っております。以上でございます。

◆西 委員 一定の取り組みが進められていることはわかりました。市長が言われているような低炭素都市化の実現のための率先垂範として、今後本庁舎において低炭素化に向けた取り組みが非常に重要だと考えますが、省エネ改修についてはどのように考えるのかお示しいただければと思います。

◎藤田 庁舎管理担当課長 平成2年竣工の高層館でございます。これは18年ほど経過しておりまして、改修の検討を要する設備も相当数見受けられております。現在、修繕等長期的計画について検討しているところでございます。また、修繕や改修にあたりまし

では、第1に防災機能等建物の基本的な機能維持を保証する観点、第2に進歩の著しい省エネ技術の導入を図るなど地球的環境保全の観点、第3に実施手法に関しては経費面からの合理的な手法を採用する観点などから総合的に検討を進めていく必要があると考えております。以上でございます。

◆西 委員 長期計画について検討しているということですが、ぜひとも長期的視点にわたって省エネ化について検討していただきたいと思います。

ところで、先ほどのご答弁によると、ソフト面での取り組みにより一定の成果を上げているということでした。私が考えるに、既存の仕組みを活用したソフト的取り組みについては、一定の限界が来ているのだと思います。職員の我慢によって二酸化炭素の取り組みを進めていくのはもう限界が近づいているのだと思います。私は我慢を求めているのではありません。ぜひとも積極的な改修によるエネルギー量の削減が必要だと考えています。

実際、海外視察で訪ねたドイツのフランクフルトでは、既存のビルでの断熱改造や熱交換設備の導入等々によって得た光熱水費の減額分の数年分が改修費を上回ったり、新規建設ビルや学校で少々建設資金が膨らんでも、数年トータルで見た建設資金増加分を上回る光熱水費の減額を行ったパッシブハウスのような事例がたくさん存在していました。そういった意味では初期導入コストの増大のみにとらわれず、ライフサイクル全体で見た経費の考え方が重要だと考えます。省エネルギー改修と大幅な省エネの推進のための投機的経費について財政当局の基本的認識を問いたいと思います。

◎宮前 財政部次長 委員お示しのとおりでございます。既存施設につきましても、昨今ESCO事業なんかもちまたで言われております。そういう意味からその導入を初め、省エネでありますとか経費節減に当然努めていきたいと考えております。その中で、当然改修が必要な場合もあろうかと思いますが、費用対効果を検証の上、実施できるものは実施していきたいと考えております。また、総トータルコストということで新規施設が中心になりますけど、ランニングコストを含めたトータルコストを試算した上で、省エネでありますとか経費節減に対する施設面での取り組みについても検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆西 委員 ぜひトータルコストで判断をして省エネルギー化をしていく、また、もしコスト的に少々上回っていても、トップの市長がリーダーシップとして示されている低炭素化推進のために取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、堺市の契約事務についてお尋ねをいたします。

まず初めに堺市における契約事務にはどのような契約方式があるのかお示しいただきたいと思います。

◎松田 調達課長 お答えいたします。契約の方式につきまして、地方自治法第234条の規定にございますとおり、一般競争入札、指名競争入札、随意契約及びせり売りがございます。本市の物品、委託等の契約もこれら一般競争入札、指名競争入札、随意契約の方式によるものでございます。以上でございます。

◆西 委員 堺市の物品調達、委託業務の契約額は幾らかをお示しいただきたいと思います。

◎松田 調達課長 お答えいたします。本市の物品調達に係る費目の平成19年度決算額でございますが、一般会計ベースで消耗品費15億900万円、印刷製本費2億5,900万円、備品購入費6億1,000万円、合計23億7,800万円でございます。また10万円を超えまして調達課で扱いました分、これは件数が7,792件、金額で11億6,504万8,041円でございます。

次に委託でございますが、民間保育所の運営委託などを含んだ委託料の平成19年度決算、この額ですが、一般会計ベースで336億5,400万円でございます。100万円を超え、調達課への審査依頼があった分では、件数で1,232件、金額では228億2,187万1,466円でございます。以上でございます。

◆西 委員 物品調達、委託業務それぞれの契約方法についてお示してください。

◎松田 調達課長 お答えいたします。物品でございますが、一般競争入札が1件、1,795万3,530円、指名競争入札が87件、3億4,668万2,375円、見積もり合わせによる随意契約が688件、2億3,696万8,631円、いわゆる一者随契でございますが、159件、9,599万3,749円、単価契約、これが6,857件、4億6,744万9,756円でございます。一方、委託契約でございますが、指名競争入札が510件、56億3,114万2,100円、随意契約が722件、171億9,072万9,366円でございます。なお、随意契約のうち99件、15億6,297万6,800円、これはプロポーザルによるものでございます。以上でございます。

◆西 委員 委託契約1, 232件のうち、722件随意契約が存在をしており、228億円のうち56億円、つまりは4分の1しか競争入札になっていない現状については、少し疑問を持たざるを得ません。随意契約を減らしていくべきだと考えますが、ご見解をお示してください。

◎松田 調達課長 お答えいたします。委員ご指摘のとおり、入札につきまして、額的に25%、これを競争入札で行っております。件数にいたしまして約40%でございます。より競争性を高めると、こういう観点から申しますと、随意契約を減らしていくことは重要と考えております。しかし、例えば高い専門性やノウハウ等が必要とされるなどの理由から、随意契約という契約手法をとっておりますので、個々の契約内容につきまして、十分研究していく必要があると、このように考えております。以上でございます。

◆西 委員 金額ベースで多くが随意契約になっている現状だということですが、どのようにとらえているかお示してください。

◎松田 調達課長 お答えいたします。多くが随意契約、額的に75%でございますが、件数の60%が随意契約によるものでございます。まず、随意契約の理由として考えられますのは、例えば電算システムを例にとりますと、当初のシステム構築につきまして、これは入札やプロポーザルにより一定の競争を行い契約をしておりますが、システム構築後の保守契約、例えば法令の改正によるシステム変更について、高度な専門性が必要とされるために、随意契約とせざるを得ないというものでございます。以上でございます。

◆西 委員 本市の契約について、競争入札を前提としているはずにもかかわらず、こんなにも割合が高いことに驚いています。有効に税金が使われること、不透明に税金が使われないこと、一部の人の不当な利益のために税金が使われないことを市民が望んでいることは明らかです。こうした中で一般競争入札制度というのは、一番安いところに決まるということですから、納税者にとってわかりやすい仕組みであると言えます。しかしながら、私は行政サービスや行政が行う内容について、単純にコストで比較し、管理すべきものではないことも承知をしています。業務内容についてもそうですが、それに付随して障害者をどのように雇用しているか、環境影響はどうか、労働条件はどうかなどについて

は、コスト以外で重要な項目でしょう。

2月議会で小堀議員も提案をした総合評価入札制度は、このようなさまざまな評価項目を数値化して全体のトータルスコアで評価するという手法です。もちろんこの制度について導入している先行自治体の中で、評価基準ごとの比重などさまざまな議論があり、完全な制度ではないことも承知をしています。しかし、やはりこういった形で数値化して評価基準を明確にし、それを公表できる形まで持っていくことが、市民や納税者にとって最も重要なことだと考えます。コスト換算だけではない理由があるから随契になっている部分もあるとお聞きすることが、先ほどの答弁でもあるように多いのですが、総合評価入札方式を積極的に入れれば、結局これも入札ですから、コスト以外のことも含めて入札ができていくのではないかと、これができれば随意契約の大部分が入札に切りかえられるのだらうと考えます。総合評価入札制度を使えば、金額じゃない入札もできます。随意契約のほとんどがこの入札制度でクリアできるようになるのではないかと私は考えています。

これは私が大綱質疑で申し上げました定性的評価から定量的評価への転換の一環としても重要であると考えています。入札になじまないという定性的な理由で評価をし、随意契約となるのではなく、定量的にポイントで評価をし、入札化していくことが重要ではないかと考えます。また現在、一般競争入札になっているものの中で、値段のみの競争になっているために、労働条件等を無視した過当な競争が行われ、労働環境が悪化をして問題になりかねない状況があるとも多々聞いています。私はこの状況に対し、一般競争入札の大弊害であるとの懸念を持っていますが、総合評価入札制度の導入によって、このような問題のある状況にも対応していくことができます。結局のところ、本市の契約スタイルがごく一部の例外を除き、随意契約と一般競争入札の両極端の制度のみに依存をしていることに多くの問題があると言わざるを得ないと考えます。多くの課題はあると思いますが、先行自治体の例を早急に検討し、総合評価入札制度の導入をしていくべきだと考えます。

総合評価入札制度の導入について、市当局としてどのように認識をされているのか、理財局長は前回の小堀議員の質問に対しての答弁で検討していくとのお答えを示していただいておりますが、今申し上げた観点においてご納得をいただけるのであれば、導入についての強い決意をお示しいただければと思います。

◎太田 理財局長 2月議会におきましては、研究を進めてまいると、こういうご答弁をしたところでございます。申すまでもなく、いわゆる品確法に基づきまして、価格と品質の両方の面で総合的に評価をしていくといったシステムが今現在求められております。随意契約の問題もご指摘ございましたけれども、やはり大阪府、大阪市の例などを含めまして、現実に事務方では検討を重ねております。委員ご指摘の評価項目につきましても環境分野、障害者の就職困難者の雇用促進、また最低賃金、労働面、そういったもろもろの要素をどう組み込んでいくかと、大きな課題でございますが、少なくとも制度導入に向け

まして関係課と鋭意検討を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

◆西 委員 ぜひとも、定量的評価の実現のため、またさまざまな問題ある環境の改善のため、導入に向けてご検討をお願いしたいと思います。

最後に、最近にわかに選挙に向けた話題が世の中をにぎわせております。時事的な話題にもなりますけれども、民主主義の正当性確保のために、投票率向上が必要なのは皆さん反論のないところだと考えます。選挙の投票率アップの試みについてお尋ねをしたいと思っております。投票率の現状と、この現状に対してどのような課題があると認識をされているか、またその対策についてどのようにお考えになっているか、また幾らの費用を要しているかお示しいただきたいと思っております。

◎平井 選挙管理委員会事務局副理事兼選挙課長 本市におけます投票率の現状と課題につきまして申し上げます。

政令市移行後の選挙の投票率についてご説明いたしますと、昨年4月の統一選挙で49.48%、前回より8.22%の増でございます。また、昨年7月の参議院選挙では55.29%、前回より3.34ポイント増でございます。また、ことし1月の府知事選挙におきましては48.02%、前回より8.7ポイント増となっております。ただ、いずれも大きな伸びを示しておりますが、依然として有権者の半数が棄権をしているということに変わりはなく、投票率のアップの重要性を認識しております。

投票率の向上につきましては、投票参加の呼びかけと政治・選挙への意識の向上を軸に啓発を行っておりますが、今後は選挙啓発の推進体制の強化を図り、特に投票率が低い若年層に対しまして、政治や選挙に関心を持っていただけるよう啓発を行ってまいりたいと思っております。

また、19年度の啓発に关します決算額は、常時啓発といたしまして220万7,128円、選挙時の啓発といたしましては、参議院で307万6,607円、知事選挙におきましては294万4,790円となっております。以上でございます。

◆西 委員 投票率が余り向上していかない要因の一つとして、要因はたくさんあると思いますが、その要因の一つとしてマーケティング的に言えば、行動へとつながるアクセスが悪いということだと考えます。商品購入行動でいえば、スーパーが遠くにあれば生活必需品を除き、なかなか消費が伸び悩むということが多々あります。また集客力の高い店舗の付近の店舗はつられて売り上げが上がることは皆さんも経験値としてお持ちだと思います。

こういった観点からいえば、現状の区役所のみで不在者投票受付をするのではなく、人がほかの目的で集う場所、例えば大規模小売店舗やショッピングモールでの不在者投票所の設置が有効ではないかと考えます。実際、昨年、千葉県各市に幾つかの問題のために視察に行っていました。市川市の選挙管理委員会によると、大規模小売店舗にも投票所を設置した結果、投票率がアップしたとしています。ほかの自治体でも不在者投票所を複数設置し、アクセスのしやすさの確保により投票率がアップしている事例も多いと聞きます。ぜひとも、このような先行事例を研究し、投票率のアップ策をビラ配布等の告知や啓発にとどめずに取り組んでいただきたいと思います。お考えをお示し願います。

◎平井 選挙管理委員会事務局副理事兼選挙課長 期日前投票のまず状況でございますが、投票率で申し上げますと、平成19年の統一選挙におきましては、6.43%という状況でございます。また、本年1月の知事選挙におきましては、期日前投票の利用者が5.93%という現状でございます。先ほど委員よりご紹介のありました市川市と比べますと、統一選挙の時点におきましては、市川市におきまして5.58%という状況でございます。堺市の期日前投票率の方が高い状況でございます。本市の期日前の投票率そのものは他市と比較いたしましても遜色のない状況でございます。

委員ご提案の期日前投票所の増設につきましては、法的には行政区域内に複数の期日前投票所を設けることにつきましては可能でございます。二重投票の防止、強固なセキュリティ対策の高額な費用コストの課題、また、至便な場所での会場のスペースの確保の課題等がございます。増設につきましては困難であるというふうと考えております。なお、期日前投票につきましては、有権者の利便性を図った制度でございます。今後とも本制度の周知徹底をさらに図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◆西 委員 ぜひともご検討をお願いしたいと思います。一言申し上げますが、市川市との絶対値の横比較は全く意味がないと考えます。相対的な向上率の問題だと思いますので、よろしく願いをいたします。

通告にありませんが、最後に一言申し上げたいと思います。

先ほど、自治基本条例についての議論がありました。もともとこの自治基本条例は民主党の国会議員である逢坂衆議院議員がニセコ町長時代に全国で初めて制定をしたものであり、民主党として全党を挙げて全国各地で制定に向けて取り組んでいるものです。実際、昨年10月19日に民主党・市民連合議員団として、市長に対して公式に平成20年度堺市行政施策及び予算編成に関する要望書を提出した中で、重点予算政策要望についての項目として最先頭の項目の中で、住民自治基本条例の制定を通じて名実ともに自治都市・堺の確立を図られたいと要望しています。我が民主党・市民連合の予算政策要望に対して、

積極的な対応を改めてお願いするとともに、12月の議会で質問することを申し上げまして、私の質問を終わります。以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。